

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：延岡市指定棚田地域振興協議会

1. 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

(単位：ha)

棚田地域の 区域	棚田の名称	田（1/20 以上）	保全を図る棚田等 の面積
旧 北 方 村	上鹿川棚田	11.9	12.2
	下鹿川棚田	10.1	10.1
	二股上棚田	8.6	8.6
	二股中棚田	2.6	5.8
	三ヶ村棚田	8.1	8.1
	八峡棚田	3.2	5.5
	荒平棚田	4.4	6.7
	上崎棚田	3.7	14.4
	猿渡棚田	4.4	4.5
	檜原棚田	3.8	4.0
	駄小屋棚田	5.4	5.4
	早中棚田	19.0	22.9
	荒谷棚田	7.6	7.7
	美々地棚田	12.7	12.7
	早日渡棚田	24.7	24.7
	下渡棚田	1.9	1.9
	蔵田棚田	7.3	10.5
	唐立棚田	7.0	7.0
	椎畑棚田	4.2	4.2
	藤の木棚田	7.4	7.6
	石上棚田	6.0	6.0
	菅原棚田	5.4	5.4
	板ヶ平棚田	10.1	10.8
	屋形原棚田	1.8	2.8
	笠下棚田	7.8	17.1
旧 北 方 村	岩屋ヶ平棚田	2.8	2.8
	大中尾棚田	1.3	1.3
	大保下棚田	2.3	2.3
	頼木棚田	2.7	2.7

棚田の範囲については、別添1のとおり

2. 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

①耕作放棄地の発生防止

- ・令和11年度まで棚田地域における中山間地域等直接支払交付金第5期対策の協定農用地面積212haを維持する。

②農業及び保全活動の担い手の確保

- ・令和11年度まで中山間地域等直接支払交付金により棚田の保全に取り組む人数405名を維持する。
- ・協定集落と営農組織が有機的に結びつき広域連携や規模拡大を図り、新しい就農者を確保し地域の中心的リーダーを育成する。
- ・年に1回以上移住相談会や新規就農者向けセミナー等に参加する。

③生産性・付加価値の向上

- ・令和11年度までに、中山間地域等直接支払交付金を活用し、早中集落及び早日渡集落において2台の農業用機械（コンバイン、農薬散布用ドローン等）を導入する。
- ・令和11年度までに、水路補修を3箇所（全長30m）、農道のコンクリート舗装を5箇所（全長300m）行う。
- ・令和11年度までに、早日渡集落において共同機械（コンバイン）による共同刈取作業を10ha実施する。
- ・令和11年度までに、大型草刈機による作業面積を10ha実施する。
- ・令和11年度までに、上崎集落にて大型草刈機を借り受け作業面積10ha実施する。
- ・令和11年度までに、畦畔ヘセンチピードグラスを3,000㎡植栽し、草刈作業の負担軽減を図る。
- ・令和11年度までに、ドローンによる農薬散布を15ha実施する。
- ・令和11年度までに、上崎集落において農業用水路等の補強及び蓋掛けを実施する。
- ・イノシシ、鹿等からの農作物被害及び法面等の掘削を防止するため、被害防止施設の設置を実施する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①農産物の供給の促進

- ・令和11年度まで、上崎集落、早中集落及び早日渡集落において農作業の受委託や農業用機械の共同利用の促進により、米の作付面積45haを維持する。
- ・指定棚田地域で生産された農産物のPRを行う。

②良好な景観形成の維持・発揮

- ・田畑の耕作や畔の草刈り、水路・農道等の維持管理を行うことにより、里山環境や棚田の景観を保全する。
- ・令和11年度までに、早日渡棚田において菜の花を1.5ha、彼岸花・水仙を100m植栽し、棚田地域の良好な景観を形成する。

③伝統文化の継承

- ・指定棚田地域で稲の豊穰を祈念して奉納される神楽や神輿、地藏尊祭り、子供たちも舞うなぎなた祭りなどを毎年度開催し、年間100人の参加者を確保する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

①都市部との交流による関係人口の創出・拡大

- ・令和11年度までに、新たに農村交流体験（田植え・稲刈り体験）イベントを開催し、年間100人の参加者を確保する。
- ・令和11年度までに、農村での農家民泊体験を企画し4件の受け入れを行う。

②棚田等を観光資源とした地域振興

- ・令和11年度までに、「道の駅北方よっちみろ屋」や「祖母・傾・大崩ユネスコパーク」を核とした集客強化を行う。
- ・棚田地域でのミカン狩りイベントを開催し、年間100人の参加者を確保する。
- ・棚田地域で植栽を行った菜の花の祭りを毎年開催し、年間150人の参加者を確保する。
- ・棚田地域でのトウモロコシ祭りを開催し、年間100人の参加者を確保する。

③棚田地域の集落機能向上の促進

- ・令和11年度までに、地域の民生委員との連携体制を構築し、高齢者の見回りサービスを開始する。（4軒/週1回）

3. 計画期間

令和7年認定月～令和12年3月

4. 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

I 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

(1) 棚田等の保全

①耕作放棄地の発生防止

協定を締結している集落において、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用しながら、共同活動による農地の草刈りや水路・農道等の管理、また共同利用機械の導入や防除作業の共同化等を促進し、棚田等の保全を図る。

②農業及び保全活動の担い手の確保

集落において、協定参加者、認定農業者、農業法人等が連携・協力しながら耕作、保全活動を行うとともに、指定棚田地域における将来の保全活動等の担い手を確保・育成し、農地集積を推進していく。

移住相談会や新規就農者向けセミナーに参加することにより、指定棚田地域の特性や魅力を幅広く発信し、新規就農者の確保につなげる。

③生産性・付加価値の向上

集落において、共同機械を導入及び借り受けることにより、農作業の効率化・省力化を図り、生産性の向上につなげる。

集落において、農道、農業用水路等の補修を行うことにより、長寿命化及び維持管理の負担軽減

を図り、農作業の効率化及び農業用水の安定供給につなげる。

集落において、鳥獣害防止施設の整備を行い、農作物や法面・農道等の被害を防止することにより、生産性の向上へ繋げるとともに農業者の農作業意欲の低下を防ぐ。

(2)棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①農産物の供給の促進

集落において、農作業の受委託や農業用機械の共同利用、また鳥獣害防止施設の整備等を行い、指定棚田地域での米の作付面積を維持する。また、指定棚田地域で生産された米、野菜、果樹等をPRするため、中山間地域等直接支払交付金を活用し、宣伝用のシールやチラシ等を作成し農産物のブランド化や販路拡大を目指す。

②良好な景観形成の維持・発揮

中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用した地域の共同活動により、指定棚田地域の良好な里山環境や棚田の景観を維持し、次世代へ継承していく。

共同保全活動による棚田地域の環境維持に加え、毎年植栽活動を実施することにより、良好な景観を形成し、それらを観光資源として活用し交流人口の増加を図る。

③伝統文化の継承

指定棚田地域での伝統行事・農林文化の運営においては、各集落協定の参加者が積極的に参加し地域の青少年との交流や保存伝承に向けて情報共有を行うことにより地域コミュニティの強化や都市農村交流を図るとともに、次世代へ確実に継承していく。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

① 都市部との交流による関係人口の創出・拡大

各集落協定において、農村交流体験イベント（田植え・稲刈り体験）を開催し、地元の青少年の参加を促進し交流人口・観光者数の増加を図る。また、指定棚田地域の農家民泊による農村体験の場の創出について、延岡市も協力農家の発掘など積極的に関与する。

② 棚田等を観光資源とした地域振興

各集落協定においては、棚田地域で生産された農作物や植栽活動により形成した良好な景観を積極的に PR し、町外からの集客力向上につなげるとともに、延岡市も各集落協定と連携し、棚田地域の景観や農産物、農家民泊等に係る棚田パンフレットを制作し広く配布する。

③ 棚田地域の集落機能向上の促進

棚田地域においては、棚田を保全する構成員はもとより地域住民においても高齢化が進んでおり、将来にわたり地域コミュニティーを維持し、持続的な棚田等の保全活動を継続していくために、地域の高齢者の見回り体制を構築し、集落機能の維持・向上に努める。

II 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記 I に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記 5 の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5. 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

延岡市指定棚田地域振興協議会は、延岡市、農業者、農業者団体、農業委員会、宮崎県で構成。

参加者は、別紙のとおり。